

1 開会(事務局)

- ・ 開会

2 主催者挨拶(川上圭一教育次長兼学校教育室長)

- ・ 委員の皆様におかれましては、日頃から県教育委員会の取組に、多大なるご協力を賜っておりますことに対しまして御礼を申し上げます。また、今回は、ご多用中のところ、教科用図書選定審議会にご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

東日本大震災津波から4年が過ぎまして、県では、本年を本格復興邁進年と位置付けまして復興の取組を進めておるところでございます。現在、県内のすべての学校におきまして、子どもたちの心のサポートに留意しながら、児童生徒、保護者、教職員の協力はもとより、さらには地域の皆様、教育行政に携わる者が一体となって、確実に学校教育の復興の歩みを進めているものにとらえておるところでございます。

さて、本審議会は、我が国におきまして定められた義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、教科用図書採択の適正な実施を図るとともに、県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書採択事務につきまして、適切な指導、助言、援助を行うために組織しているものでございます。したがって、本審議会では、県内の義務教育諸学校におきまして、児童生徒が使用する教科書の選定に関する採択基準等について、御審議いただくこととなっております。

もう少し具体的にお話しをしますと、本年度の教科書の採択につきましては、中学校用の教科書、そして特別支援学校の中学部用の教科書、さらに学校教育法附則第9条の規定により、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書にかかわる採択基準等を中心にご審議いただくこととなっております。県教育委員会といたしましては、今回の教科書採択におきまして、公正・公平な採択となるよう、各地域の採択協議会、そして市町村教育委員会等への指導・助言にあたって参りたいと考えておるところでございます。

ただいま申し上げました趣旨をご理解いただきながら、委員の皆様におかれましては、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

(藤岡宏章義務教育課長)

- ・ それでは、平成27年度教科用図書選定審議会委員をご紹介します。お手元の資料の平成27年度教科用図書選定審議会資料の2ページに掲載させていただいております資料2の名簿に従いましてご紹介をいたします。(略)

(民部田誠特別支援教育課長)

- ・ それでは、平成27年度の教科用図書選定に関する情報公開への対応について説明いたします。本県では、平成16年度の教科書採択の際から、情報公開に積極的に取り組んでおります。平成16年には、審議委員の任命期間が終了後、つまり、9月1日以降に、採択結果一覧、採択基準、選定資料、選定審議会委員名簿、調査員名簿について、報道機関各社に対し情報提供いたしました。
- ・ 平成18年からは、これに加え、教科用図書選定審議会の議事録(議事の概要)も同じ時期に公表しました。公表の方法としては岩手県教育委員会のホームページ掲載という形を取っ

ております。これは、文部科学省からの通知に「開かれた採択の一層の推進を図るため、採択結果や理由などの採択に関する情報のより積極的な公表の必要がある」という文言を受けたことによるものであります。ただし、発言された委員の名前はプライバシーの観点から伏せております。公表の際には、A委員とかB委員の発言という形で、議事録に掲載しております。今年度の議事録について、昨年度と同様の扱いとしたいので御理解、御協力を、宜しくお願いいたします。なお、詳細については、今後、教科用図書選定審議会会長との間で協議しながら進めたいと考えております。その点についても了承願います。

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：佐美 淳 委員、副会長：熊谷幸一 委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 佐藤精晋 委員、根田真江 委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（川上次長）から審議会会長（佐美淳委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

(事務局)

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類です。1つめは、平成27年度第1回教科用図書選定審議会という資料でございます。2つめは、別冊の資料7学校教育法附則第9条の規定による教科用図書についてでございます。3つ目は、これも別冊で、資料8教科書制度の概要でございます。

予め、お断りいたします。本日の第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、説明が多くございます。大変申し訳ありませんが、御了承願います。

それでは、まず、それぞれの資料の概略についてです。はじめに、平成27年度教科用図書選定審議会という資料をご準備下さい。1ページをお開きください。資料1でございます。この教科用図書選定審議会の規則です。この審議会は、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律並びに岩手県の条例に定められており、それらの法律を受けて、岩手県がこの規則を定めたものです。

次の2ページをご覧ください。資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。

3ページをお開きください。資料3です。こちらは、教科用図書採択地区の一覧です。表の左側に1～9と番号をつけてございます。県内の採択地区は1～9まで9つの採択地区に分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、こちらの方は県教育委員会が採択に直接関わることになっております。

4ページをご覧ください。資料4は、教科書を常に展示してある場所、教科書センターの一覧です。県内に18箇所ございます。なお、13番の住田町の教科書センターは、陸前高田市の教科書センターが決まるまで、当面の間の教科書センターという位置付けでございます。

続いて、5ページでございます。資料5-1は、平成27年度から30年度まで、小学校で使用している教科書の一覧です。採択地区ごとに示してございます。なお、採択地区名の脇にある比較と

いう欄は、平成26年度までの教科書と異なるかどうかを示しております。空欄の場合は、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しています。

6ページ、資料5-2をご覧ください。こちらは、中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方でございます。平成24年度から平成27年度までの4年間使用いたします。

続いて、7ページをご覧ください。資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律が定められております。法律が、10ページまで続くことになってございます。

続きまして、11ページ、資料6-2をご覧ください。こちらは、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、公正・公平な教科書採択が行われております。

続きまして、別冊の資料8をご準備ください。教科書制度の概要（抜粋）でございます。教科書の採択につきまして御説明申し上げます。資料8の4ページをお開きください。6教科書採択の方法とあります。そこに、1採択の権限の部分がございまして、最初の部分を読ませていただきます。教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国立・私立学校で使用される教科書の決定の権限は校長にありますということでございます。

次に、教科書の採択の仕組みについて御説明いたします。5ページの図3をご覧ください。図3義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みでございます。本で行っている教科用図書選定審議会は、この図の左側中程にあります。

では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うという意味でございます。②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。この目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。これがその目録です。③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するということです。今年度は、平成28年度用の教科書として、中学校用の教科書の見本本が送付されます。④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、教科用図書の採択の基準等について皆様に諮問いたしましたが、これから御審議いただくこととなります。また、その教科用図書選定審議会の記述のすぐ下に上向きの矢印と（調査員）という記述があります。今回は、中学校用の教科書と、特別支援学校用の教科書の調査員会議をおくこととなります。小・中学校については、4年に1回、全面的に採択替えという時に、新たに発行された教科書について、調査をすることとなります。昨年度も審議委員を務められた方々はご存じの通り、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただくこととなっております。⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。指導・助言・援助の例としては、これからご審議いただく採択基準や資料作成基準を、市町村教育委員会に通知等で示すこととございます。⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほどの資料、実施要項の4ページの資料4をご覧ください。⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するということです。今年度は、各採択地区において調査が行われ、中学校用の教科書と特別支援学校関係の図書について採択が行われることとなります。

次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。6ページをご覧ください。こちらに3共同採択の部分がございまして、1行目から5行目まで読みます。市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、平成26年4月に改正された無償措置法に

より、採択にあたっては都道府県教育委員会が、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を採択地区として設定し、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとされていますとあります。ここで言う採択地区が、岩手県の場合、先ほどの実施要項の3ページの資料3のとおり、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域として、9つ設置されているということです。以上、私からの説明でございました。説明者を交替いたします。

- ・ 続きまして、別冊の資料7につきまして、御説明申し上げます。別冊資料7は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書についての資料です。

資料7-1は、平成27年3月付けで文部科学省から出された平成28年度用一般図書一覧です。1ページ目をご覧ください。表紙裏のはしがきにありますとおり、平成27年度に使用する教科書として採択されたもののうち、採択数が多く、平成28年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。

資料7-2は、平成27年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものになります。

資料7-3は、平成27年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。以上、特別支援教育関係も含め資料の説明を終了します。

9 協議

(佐美会長)

- ・ 事務局のみなさん、説明ありがとうございました。ここから、協議に入っていきます。では、諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配付をお願いします。

(事務局が諮問書（写）と採択基準、資料作成基準、地区採択協議会規約（例）を委員に配布)

(佐美会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書をご覧ください。諮問された点が3点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議して参ります。
- ・ 1点目、平成28年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準についてです。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ まず、1点目、平成28年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を説明いたします。まず、採択基準について申し上げます。

採択基準とは、採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準を指しております。採択基準は、大きく3つから構成されております。太字により1、2、3と示しております。1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。

3番の平成27年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりとすること以降の部分について説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、1市町村立学校の場合、2県立学校（特別支援学校の場合）、3県立学校（高等学校に併設する中学校の場合）そして4国立及び私立学校の場合からなっております。

はじめに、1の市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについては、教科用図書の

採択は県教育委員会の指導・助言・援助により行うこと。イは、小学校用教科書の採択について、ウは中学校用教科書の採択についてです。ウにあるとおり、中学校用教科書は、今回新たに採択することになります。エは、一般図書についての規定です。オは、採択地区の協議会に関することです。このオにある、地区教科用図書採択協議会規約（例）については、このあと御協議いただきます。

次のページ、カです。これは公平・公正な採択と情報公開を行うための部分です。キ及びク、その次の2については、特別支援教育関係のことですので、この後、川村が説明いたします。3と4については、今、説明した点と同様だということを示しています。では、説明を交替いたします。

(事務局)

- それでは、説明致します。キとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。キの①基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することになります。②特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書を採択することになります。③下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。

クの①学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②地域や学校特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて効果的に使用できるものでなくてはなりません。

続きまして2県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。アについては、平成27年度使用の特別支援学校の小学部の使用教科書は、市町村立の小中学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先程、係が説明申し上げた、1市町村立学校の場合のイと同様になります。イについては、平成27年度使用の特別支援学校の中学部の使用教科書は、市町村立の中学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成28年度使用）に登載されている教科書のうちから採択することになります。ウについては、先ほど特別支援学級でもご説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のエの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがオの規定でございます。

次に、カでございますが、視覚障害を対象とする特別支援学校の弱視者の国語については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。キにつきましては、聴覚障害を対象とする特別支援学校の国語については文部科学省著作の言語指導または言語の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。クにつきましては、知的障害を対象とする特別支援学校小学部の生活については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準について御説明いたしました。

- それでは、平成28年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてよろしいか、御協議いただきたいと思います。

(侘美会長)

- 採択基準についての説明でありました。事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

- では、平成28年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準については、このとおりといたします。
- 続きまして2点目、平成28年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準につ

いてです。事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 只今、御承認いただいた採択基準にそって、今後、教科用図書を選定するための資料を作成いたします。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この資料作成基準でございます。

第1の分析調査の観点及び具体的視点は、1内容、2組織、配列、分量、3使用上の配慮や工夫の3つの項目について、それぞれ3から5つの具体的視点を示しております。この資料作成基準を作る際には、学校教育法と学習指導要領に沿って、文言を見直し、整理したものでございます。昨年度と同様でございます。

一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思っております。以上で、資料の作成基準についての提案を終わります。

(侘美会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

- ・ それでは、平成28年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準については、このとおりといたします。
- ・ 続いて、諮問3点目、地区教科用図書採択協議会規約（例）の一部改正についてです。事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 次に、地区教科用図書採択協議会規約（例）の一部改正についてであります。先ほど教科書の採択の仕組みにおいて、共同採択について説明させていただきました。採択地区が、2つ以上の市町村の区域を併せた地域である場合、地区内の市町村教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択することとなります。その協議のルールを示したものが、今ご覧頂いている地区教科用図書採択協議会規約（例）でございます。各採択地区において、それぞれ規約を定めて教科用図書の採択について協議を行っております。

昨年4月に無償措置法、9月に同法施行令及び施行規則がそれぞれ一部改正となり、採択地区の協議ルールの明確化、採択結果・理由など教科書採択に関する情報の公開等が定められ、文部科学省より採択地区協議会規約（例）が示されました。この法律改正を踏まえて、本県におきましても協議会規約（例）を一部改正することにいたしました。2ページ後ろにある新旧対照表を御覧頂きたいと思っております。

今回の法律等の一部改正に伴い、協議会規約（例）に定めなければならない事項がいくつかございます。1つ目は、採択地区協議会の名称です。それは改正案の第3条にあたります。2つ目は、採択地区協議会に含まれる市町村名です。改正案の第4条。3つ目は、採択地区の組織について。こちらは、改正案の第5条、6条。4つ目は、教科用図書の選定の方法の明確化。こちらは、改正案の第11条です。5つ目は、議事録及び資料の公表につきまして、こちらは第15条でございます。

教科書が学校教育において果たす重要な役割を踏まえ、教育委員会にあっては保護者、地域住民に対して、私立学校にあっては主に保護者に対して、その関心に応じて採択に関する情報を適切に提供していくことが求められております。その趣旨を踏まえたものが、今回の一部改正でございます。以上のように、地区教科用図書採択協議会規約（例）の一部を改正してよろしいか御協議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(侘美会長)

- ・ 国の法改正等により、地区教科用採択協議会の規約も一部改正するという所用の整備であります。事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

- ・ では、地区教科用図書採択協議会規約(例)の一部改正については、このとおりといたします。

(侘美会長)

- ・ その他について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 次に、今後の進め方について、御説明申し上げます。只今、御協議いただきました採択基準及び資料作成基準、採択協議会規約(例)につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。今後につきましては、県といたしましても教科用図書選定審議会規則第5条(資料1)により、教科用図書調査員を置き、平成28年度において使用する中学校用教科書及び一般図書について、調査研究をいたします。

教科用図書の調査員は、お手元にお配りした1枚の資料に示したとおりでございます。なお、この調査員の氏名につきましては、8月31日まで公開しないこととなっておりますので、この後、回収させていただきます。この会議終了後、皆様のお座席に置いたままをお願いいたします。

次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。第2回審議会は、6月9日(火曜日)13時30分からの開催予定でございます。第2回審議会は、全体会その1、分科会、全体会その2という、3部構成を考えております。始めの全体会その1では、当日の審議会の概要を説明申し上げます。次の分科会では、各教科に分かれて、審議会委員の方々が調査員より教科用図書の調査結果を聞き、ご協議いただく時間です。最後の全体会その2は、調査結果をお聞きになった審議委員の方々より、その調査結果について発表いただき、全体で審議する時間となります。詳細は、第2回審議会当日の全体会その1において、再度ご説明申し上げます。

なお、第3回の選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。第2回審議会及び今後の進め方について、御説明申し上げた通りに進めてよろしいか伺います。

(侘美会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

- ・ では、このとおりといたします。私たちの責務は、委員としての守秘義務ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、以上で、協議の部分を終わります。皆様、慎重審議、御協力どうもありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

10 その他

(事務局)

- ・ 進行役の会長の侘美委員、大変ありがとうございました。
- ・ その他、事務局から連絡を申し上げます。本日の旅費について連絡です。後日、口座に振り込むこととなりますのでご承知おきください。もし、車でいらした方で、県庁舎区域に止められた方は、この後、事務局にお申し出ください。以上です。

(藤岡義務教育課長)

- ・ 慎重審議、大変ありがとうございました。事務局の説明に補足をさせていただきたいと思えます。本審議会が終わりますと、調査の方に入ってまいります。第2回の審議会では、全ての委員の皆様方にそれぞれの科目に分かれて、各分科会でご意見を頂戴することになります。是非よろしくお願い申し上げます。どの教科を担当していただくかについては、当日お知らせすることになっております。教科、科目ごとに発行数等に違いありますので、均等に見ていただくことは難しいのですけれども、何卒お許しいただければと思います。

11 閉会

平成27年度 第2回 教科用図書選定審議会 議事録

平成27年6月9日(火)

13:30~16:30

1 開会(事務局)

2 主催者挨拶(川上圭一教育次長兼学校教育室長)

- 第2回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。第1回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用します教科書の選定に関する採択基準、そして教科用図書選定のための資料の作成基準等について、御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日は、平成28年度から使用いたします中学校用教科用図書、そして特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、種目毎に調査員が調査した結果につきまして、その記述内容を、御審議いただくことになっております。県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づきまして、各市町村教育委員会に対しまして、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分な御審議をいただきますよう御願い申し上げます。本日はよろしく御願いいたします。

3 会長挨拶(佐美会長)

- こんにちは、会長の佐美でございます。去る4月に実施いたしました第1回教科用図書選定審議会における慎重審議、大変ありがとうございました。本日の審議会についても、慎重審議をお願いいたします。ただいま、川上教育次長兼学校教育室長の挨拶にもありましたように、本日の第2回審議会では、まず、教科用図書選定のための資料の作成基準に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただくことになっております。その後、その報告について、審議をいたします。今回は、この後事務局から説明がありますが、それぞれの委員が各種目に分かれて調査結果について報告を受けることになっております。限られた時間ではありますが、時間を有効に使い、調査結果について審議をお願いいたします。では、よろしく御願いいたします。

4 全体会1

(佐美会長)

- それでは、事務局より、本日の審議等につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- それでは、本日の審議につきまして、御説明申し上げます。本日の資料は、3種類ございます。1つめは、本日の実施要項、2つめは、中学校用教科用図書選定のための資料、3つめは、学校教育法附則第9条教科用図書(一般図書)の選定のための資料です。以上3つ、御確認下さい。2つ目、3つ目の「選定のための資料」は、前回御了解いただきました資料作成基準に基づきまして、種目ごとに各教科書の特長(よさ)を、限られた枠の中において短い文章で表現させていただいております。詳細につきましては、種目部会協議にて御確認願います。
- では、本日の日程等につきまして、御確認いただきますので、実施要項の表紙を御覧ください。10分ずつ繰り上げて進めて参りたいと思います。この全体会の後、各種目に分かれて、調査結果について御協議いただきます。各審議委員の皆様が担当される種目につきましては、勝手ながら実施要項の2ページをお開きいただき、御確認いただきたいと思います。各種目、一人もしくは二人の方に担当していただきます。また、その表にある各種目の調査員主任が、皆様を、協議を行う部屋に御案内いたします。
- では、実施要項の表紙にお戻り下さい。種目部会協議の進め方について、簡単に御説明申し上げます。始めに、30分間、審議委員の方だけで、選定のための資料及び教科書に目を通していただきます。その後、各種目の主任が、部屋に入りまして、20分程度、調査結果について、御報告をさせていただきます。その後、審議委員の方から質問を頂く時間を20分程度予定しております。各部会協議は、10分繰り上げましたので、14時50分には終了するようお願いいたします。
- 続いて、15時00分より、この部屋において、「全体会の2」を行い、御協議をいただきます。この

全体会2では、各種目を担当された審議委員の方々より、各種目の調査結果について御報告をいただきます。その報告は、選定のための資料が適切に作成されているかどうか、またその妥当性について、2分程度で発表をいただきたいと存じます。その後、御質問も含めて選定のための資料全体について、御協議をいただきます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐美会長)

- それでは、ただいま事務局から日程等の説明がありました。この後、各委員は種目別部会協議の部屋に移動して部会協議を始めてください。なお、全体会の再開は15時00分とし、その際の報告は、実施要項の名簿の順序とします。また、全体会2について、全員がそろった場合には、早めに進行することもあることを申し添えます。

5 種目別部会協議

(略)

6 全体会2

(佐美会長)

- それでは、全体会を再開します。事務局から説明がありました通り、この後、調査内容につきまして、報告と協議に進みます。報告の順序は、実施要項の名簿の順序です。よろしくお願いいたします。

(A委員)

- 国語の調査委員による調査資料について報告いたします。国語の教科書は5社から発行されてございます。各社の特長について、大変きめ細かな調査がなされておりました。これから調査票に記述されている内容のうち、主な特長について報告します。

東京書籍は、一言で申し上げますと、「指導の系統性」という特長が見られました。複数の文章や図表を読み比べるなどの多様な言語活動を通じて、基礎・基本の定着がなされるよう工夫されています。もう一つ大きな特長だと思われたのは、生徒が実際に書いた作品例を用いた学習を進めようという配慮が見受けられるという点です。

続きまして、学校図書でございます。この特長としては、「選択教材」という点を挙げたいと思います。学習者に合わせて適切な学習教材を選び直し、再構成できるような工夫がなされておりました。また、言語活動を通じて、協同的に共に学び合いながら言葉の力を習得することの配慮も非常に目立っていたところでございます。

3社目です。三省堂を一言で申し上げるならば、「国語の学び方を学ぶ」という教科書であると特長をとらえました。活動を通しながら、どのようにして学ぶことが国語の力をつけるのか、また、自ら意欲的に学べるような配慮がされておりました。そして、学んだことを次の学習に生かせるということが特長として考えられます。

4社目、教育出版でございます。一言で申し上げますと、「読書力の育成」ということになりかと思えます。様々な教材の後に、関連する図書を非常にたくさん掲載してありまして、読書意欲の喚起が促されるような配慮があると捉えました。

最後5社目、光村図書でございます。特長としては、「生きて働く言葉の力」ということになりかと思えます。各領域の関連付け、系統性、それから言語活動というように非常にバランスよく精選されているという印象がありました。

- 各社とも、学習目標、見通し、学習意欲等々に大変が配慮がなされており、学習指導要領の内容をもれなく取り上げておりました。言語活動が重視されておりますけれども、いずれも言語活動を通じて基礎・基本の習得と思考力、判断力、表現力等の育成が図られるよう作成がなされています。岩手の生徒の実態や国語教育の現状と課題を踏まえ、資料が、適切に調査されていることを報告いたします。

(B委員)

- ・ 書写の調査員による調査資料について報告いたします。書写の教科書は5社から発行されており、各社の教科書についてその特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。顕著なものについて報告します。

東京書籍は、紙面全体が横に広く、生徒が資料を適切に活用したり、書き込みながら学習したりすることができるよう工夫されています。また、学習の手引きの段階的な提示や日常生活に広げる教材の組織的配列により、主体的に学習することができるよう配慮されておりました。

学校図書は、目的に合わせて判の大きさや紙の質を変えたり、文字と写真を組み合わせたりしながら、視覚的に工夫された手本が配置されています。また、また、試し書きやまとめ書きを位置付けた学習過程を組むことで、確かな書写技能の定着が図られるよう配慮されておりました。

三省堂は、生活に生かすための学習が、単元として系統的に配置され、生徒の判断力や表現力を育むことができるよう工夫されています。また、話し合うことができる学習課題を位置付けることによって、主体的に考えながら学習を進めることができるよう配慮されておりました。

教育出版は、図版の内容を充実させることを通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得が確実に図られるよう工夫されています。また、文字を書く目的や相手意識、身に付ける力を明確にし、見通しをもって学習を進めることができるよう配慮されておりました。

光村図書では、単元や教材の精選により学習する内容を焦点化し、書き込み欄などを効果的に活用しながら学習できるよう工夫されています。また、資料編の内容を充実させることにより、日常生活や他の学習の言語活動にも役立てることができるよう配慮されておりました。

- ・ 各社とも、学習指導要領の趣旨をふまえ、文字文化への親しみや身の回りの文字への関心を高めながら、知識や技能の習得を図り主体的に活用することができるよう、学習方法や内容、題材を工夫して作成されていることが良く分かる内容でした。今回の調査は、岩手の生徒の実態をふまえるとともに、資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告します。

(C委員)

- ・ 地理的分野の調査員による調査結果について報告いたします。地理的分野の教科書は、4社から発行されており、各社の教科書について、その特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。これから、その内容を報告いたします。

東京書籍は、生徒が興味・関心をもちながら問題解決的な学習を展開できるよう構成され、地理・歴史・公民3分野に共通した資料を用いることで学習内容の関連が計られるよう工夫されております。また、スキルアップや確認のコーナーを設けることで地理的技能を習得させながら、単元末でのまとめ方を多様に示すことで思考力・判断力・表現力が育まれるよう配慮されております。

教育出版は、世界や日本の諸地域学習に重点を置くとともに、問題解決的な学習に取り組みせることで基礎的・基本的な知識・技能の習得が図られるよう工夫されております。また、単元を習得、活用、探究の流れで構成することと、様々な資料や視点を基にしながら、言語活動を取り入れることにより、思考力・判断力・表現力が身に付くよう配慮されております。

帝国書院は、大判で見易く、独自取材で得られた写真を資料として用いることで生徒の興味・関心を高め、生徒が主体的に問題解決的な学習に取り組むことができるよう工夫されています。また、学習の流れに沿って内容が理解できるように、重要用語の解説を見開きページ内に設けたり、振り返りを設けたりすることで基礎的・基本的な知識の習得が図られるよう配慮されております。

最後に、日本文教出版は、生徒が学習課題に基づいて問題解決的な学習を展開できるようにするとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得が図られるように工夫されております。また、学習した内容を活用して表現する活動を意識した振り返りの場면을意図的に設け、地理的事象に

対する関心を高めながら、地理的認識を深めることができるよう配慮されております。

- 各社とも、学習指導要領の一部改訂の趣旨に基づきながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成を図るための問題解決的な学習が展開できるよう十分に配慮されて作成されております。また、日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、地理的な見方・考え方の基礎や地理的事象を多面的・多角的に考察する能力を培い、我が国の国土や世界の諸地域に関する地理的認識を着実に養うことができるようになっておりました。岩手の生徒の実態や地域の実情を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(D委員)

- 歴史的分野の調査委員による調査資料について報告いたします。歴史的分野の教科書は8社から発行されており、内容がきめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍の教科書は、学年の発達段階に応じた言語活動を設定することにより、歴史的事象の意味や特色について考え表現する力を育むよう工夫されています。

教育出版の教科書は、単位時間や単元末に多様な言語活動を設けることにより、思考力、判断力、表現力を育むことができるよう工夫されています。

清水書院の教科書は、歴史的事象について考察したりまとめたりする学習を展開することにより、時代の特色や大きな流れを把握できるよう工夫されています。

帝国書院の教科書は、各単元や単位時間を見通しと振り返りを大切にして展開することにより、時代を大観することができるよう工夫されています。

日本文教出版の教科書は、学習内容の習得と活用を大切にすることにより、歴史的事象の意味や時代の特色について考えることができるよう工夫されています。

自由社の教科書は、各章末で人物比較や意見交換などの学習活動を取り入れることにより、歴史的な見方や考え方を養うことができるよう工夫されています。

育鵬社の教科書は、資料を活用した言語活動を設けることにより、理解を深め、思考力、判断力、表現力の育成を図ることができるよう工夫されています。

学び舎の教科書は、単元の振り返りや学習のまとめを大切にすることにより、基礎的・基本的な内容や時代の特色への理解が図られるよう工夫されています。

- 各社とも、言語活動の充実、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用した思考力・判断力・表現力の育成という点で、現行の学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でありました。なお、各社とも岩手県にゆかりのある人物や文化遺産等を取り上げており、生徒にとって教科書の内容を身近に感じながら学習を進められるものと思われます。以上、資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(E委員)

- 社会科公民的分野の教科用図書について、報告いたします。公民の教科用図書は、7社から発行されており、それぞれの教科書についてその特徴をとらえ、きめ細かく調査されております。各社の教科書について、顕著な特徴をご報告いたします。

東京書籍は、本文の記述と豊富な資料を効果的に結び付けることで、問題解決的な学習に主体的に取り組めるよう工夫されています。また、単位時間のまとめには日常的、段階的に言語活動を設定することで思考力、判断力、表現力を養えるよう配慮されています。

教育出版は、本文の記述量、側注、資料数と資料の解説文を充実させることで、問題解決的な学習に主体的に取り組めるよう工夫されています。また、コラムやテーマ学習を多く設定し、学習の深化や言語活動の充実を図るよう配慮されております。

清水書院は、本文の具体的な問いかけや、本文と側注による詳細な解説により、基礎的・基本

的な知識の習得が図られるよう工夫されております。また、各編の導入に人物を取り上げ、学習に主体的に取り組めるよう配慮されています。

帝国書院は、各部の導入として、学習内容に即したシミュレーション仕立ての学習場面を設定し、主体的に学習できるよう工夫されています。また、資料の読み取りの視点を示すことで資料活用の技能を身に付けられるよう配慮されています。

日本文教出版は、学習の内容や資料を精選することで基礎的・基本的な知識や技能の習得を図ることができるよう工夫されています。また、豊富な言語活動を取り入れることで思考力、判断力、表現力を養えるよう配慮されています。

自由社は、本文や側注を読むことで学習内容の理解を深められるようにし、学習内容の習得や活用が図られるよう工夫されています。また、特設ページを多く設定することで、現代社会の動きについてより深く考えられるよう配慮されています。

育鵬社は、各章の導入のページを設定し、言語活動などに取り組むことで、学習に主体的に取り組めるよう工夫されています。また、新聞記事資料や今日的な課題についての記述を増やすことで、社会的事象に対する見方や考え方を養えるよう配慮されています。

・ なお、各社とも身近な事例を取り上げており、岩手県の生徒にとっては、教科書の内容を身近に感じながら学習を進められるものと思われます。以上、資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(F 委員)

・ 地図について報告します。地図は、東京書籍、帝国書院の2社から発行されており、それぞれの地図についてきめ細かく調査され、両者の長がとらえられております。

東京書籍の地図は、学習の進め方を意識したテーマ資料を選定し、見易さや使い易さに重点を置くなど工夫されております。また、今日的課題を取り入れながら、生徒の関心や意欲を引き出し、効果的に焦点化された学習ができるよう配慮されております。世界・日本の諸地域ともに、掲載されている地図は、明るい色づかいで文字情報を整理するなど見易さに配慮されております。また、資料には、吹き出しによって生徒が主体的に学習に取り組めるように工夫されております。さらに、統計資料を色分けしたり、項目別けんさく、資料けんさくを設けたりして検索性を高めるよう配慮されております。

帝国書院の地図は、鳥瞰図や衛星画像を多く掲載し、より視覚的に地域の特色を把握できるよう工夫されております。また、今日的課題にも注目した資料を充実させるなど、豊富な情報を取り入れ、多様な学習に対応できるよう配慮されております。世界・日本の諸地域ともに、一般図には「やってみよう」「地図を見る目」の課題を掲載し、生徒が主体的に学習に取り組めるよう工夫されております。また、凡例や特別凡例、隣接ページを表記し、地図の活用が図られるよう工夫されております。さらに、資料図には防災・環境に関する資料などを掲載し、今日的課題について学習できるよう配慮されております。

・ 両者の地図とも、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、社会科学習の充実や発展に資する教科用図書として作成されたことがわかる調査内容でした。以上でございます。

(G 委員)

・ 数学の調査結果について報告いたします。数学の教科書は7社から発行されており、各社の教科書についてその長を中心、きめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な長を、各社2点ずつ報告いたしますが、各社とも基礎的・基本的な内容の確実な定着が図られるよう工夫されておりますので、この部分を単に「工夫されている」と報告いたします。

はじめに東京書籍。1点目。見通しと振り返りの活動や言語活動の充実を重視し、思考力、判

断力、表現力などが育つよう配慮されておりました。2点目。学力調査などで課題が見られる内容の充実を図るとともに、家庭学習やノート指導がし易い構成で、自学自習を促進するなど、工夫されております。

次に、大日本図書。1点目。数学が社会で活用されている話題を数多く取り上げ、数学を学ぶことよさを実感できるよう配慮されておりました。2点目。導入を丁寧に扱い、数学的活動を具体的に示し、学習の流れをわかり易く構成することで、個に応じた繰り返し練習できるよう工夫されております。

3社目学校図書。1点目。類推・帰納・演繹という数学的な推論の進め方を巻頭に示し、典型的な箇所について本文中の側注に使われている考え方を示すなど、思考力や表現力が育つよう配慮されています。2点目。問題数を確保し、計算技能の習熟を図るなど、工夫されております。

4社目教育出版。1点目。数学的活動を通して、生徒が主体的に学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などが育つよう配慮されています。2点目。章のレディネスを確認して学習を進められるようにしたほか、必要に応じて関連する既習事項を振り返ることができるようにするなど、工夫されております。

5社目啓林館。1点目。学習する上で重要な見方や考え方、思考を広げる視点などを示し、数学的思考力が育つよう配慮されています。2点目。系統性を重視し、学び直しの機会を設定したり見直しをもたせたりすることで、数学の有用性や学習意欲の向上などにつなげるなど、工夫されております。

6社目数研出版。1点目。積極的に発展的な内容を取り上げ、生徒の興味・関心や習熟度など、個に応じた学びに対応できるように配慮されている。2点目。学び直しに配慮して側注に関連ページを示したほか、前学年までの学習内容をまとめて確認できるようにするなど、工夫されております。

最後に、日本文教出版。1点目。学びの必然性を重視した課題から導入し、生徒の主体的な活動を促したり、理由や方法を説明する問題を位置付けたりするなど、思考力や表現力が育つよう配慮されています。2点目。本文や巻末などに、反復練習や学力調査にかかわる問題を取り上げるなど、工夫されております。

- 各社とも、知識・理解の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、そのバランスの重視、言語活動の充実、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でありました。岩手の生徒の実態や中学校の数学科の現状や課題を踏まえ、かつ資料作成基準により適切に調査されていることを報告致します。

(H委員)

- 中学校理科教科用図書について、調査委員による調査について報告いたします。中学校理科教科用図書は5社から発行されており、各社ともその特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な特長についてご報告いたします。

1社目。東京書籍の「新しい科学」につきましては、学習の系統性を大切に、問題解決の過程の中に段階的な反復練習を適切に位置付けることにより、基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるように工夫されています。また、防災教育などとの関連を図り、科学の有用性を実感できるように配慮されています。

次に、大日本図書の「理科の世界」につきましては、関連する他教科の既習事項を適切に配し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるように工夫されています。また、観察・実験の流れと留意点を簡潔に示し、目的意識をもって観察・実験に取り組むとともに、結果を分析して解釈する能力を育成できるように配慮されています。

続いて、学校図書の「中学校科学」につきましては、学習の系統性を重視し、単元冒頭の確認問題でレディネスを揃えてから学習に入ることにより、基礎的・基本的な知識及び技能を習得で

きるように工夫されています。また、職業や日常生活との関連を示すことにより、科学の有用性を実感できるように配慮されています。

次に、教育出版の「中学校理科」につきましては、問題解決の過程で、多様な言語活動を位置付けることにより、思考力、表現力及び結果を分析して解釈する能力を育成できるように工夫されています。また、防災、減災や環境問題など豊富な科学の話題提供により、興味・関心が高められるように配慮されています。

最後に、啓林館の「未来へひろがるサイエンス」につきましては、本冊と別冊「マイノート」の活用により、基礎的・基本的な知識及び技能を段階的に習得できるように工夫されています。また、言語活動を充実させ、キーワードや書き出しを示した記述問題に取り組みさせることで、思考力、表現力を育成できるように配慮されています。

- ・ 各社ともに、知識及び技能の習得と思考力、表現力の育成が図られるように工夫され、言語活動を充実させるなど、指導要領改訂の趣旨に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でありました。以上、理科教育の現状や課題を踏まえ、かつ資料作成基準により、適切に調査されていることを報告いたします。

(I 委員)

- ・ それでは、英語の調査委員による調査資料について報告いたします。英語の教科用図書は6社から発行されております。これから調査票に記述されている主な特長を報告します。

はじめに、東京書籍は、複数の技能を統合した言語活動を通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるよう配慮されています。また、既習事項を新たな学習内容に関連付けて繰り返し提示するなど、生徒の主体的な学習によって基礎的・基本的な内容を定着できるように工夫されております。

次に、開隆堂は、4技能を総合的に育成し、統合的に活用することによって、コミュニケーション能力の基礎が育成されるよう配慮されています。また、学習到達目標を技能別に明示し、その達成に向けて多様な言語活動を段階的、系統的に配置するなど、生徒が自立的に学習できるよう工夫されております。

学校図書は、音声面を中心としたコミュニケーション能力の素地の上に、4技能が総合的に育成されるよう配慮されています。また、基礎的・基本的な内容を習得するための言語活動と、習得した知識・技能を活用するための言語活動にバランスよく取り組めるよう工夫されております。

三省堂は、4技能を総合的に身に付けながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されるよう配慮されています。また、基礎的・基本的な内容を確実に習得し、それらを実生活の中で活用できる力を、繰り返し段階的に育成できるよう工夫されております。

教育出版は、生徒が英語で自らの考えなどを表現する活動が豊富に盛り込まれており、教科書本文の学習内容を補充する冊子を付するなどして、コミュニケーション能力の基礎が身に付くように配慮されています。また、各課及び各頁に到達目標を明示し、生徒が主体的に言語活動に取り組めるように工夫されております。

最後に、光村図書は各課で習得した内容を総合的に活用する言語活動を設定し、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、教科書全体が一つのストーリーで構成され、本文中に基本文を明示することで、生徒が自然な文脈の中で言語の使用場面と働きについて学習できるように工夫されております。

- ・ 以上、各社とも、学習指導要領の趣旨に沿って作成されており、かつ、Can-Doによる到達目標の明示、小学校外国語活動との円滑な接続にも配慮されていることがよくわかる調査内容でありました。岩手の生徒や英語教育の現状や課題を踏まえ、適切に調査されていることを報告いたします。

(J委員)

- ・ 中学校音楽・器楽は教育出版、教育芸術社の2社から発行されています。
教育出版については、基礎・広がり・活用の三つの柱で構成され、基礎となる学習活動をもとに多様な学習が広がるように配慮されています。また、楽曲の情景や演奏者の写真などを効果的に用いたり、多様なジャンルから親しみ易い教材を取り入れたりするなど、興味・関心をもたせながら学習が進められるよう工夫されています。さらに器楽分野では、楽器毎に基礎的な奏法を身に付けるための親しみ易い楽曲と、学び合いに適した合奏曲が配列されており、歌唱教材と学習内容の関連性をもたせるなどして、音楽表現の創意工夫と音楽表現の技能がバランスよく身に付けられるように構成されています。また、曲数が豊富で、生徒の興味・関心や実態に合わせて楽曲を選択することができるように工夫されているのが特長といえます。
教育芸術社については、指導分野毎に、題材のねらいに即して構成され、学習内容が系統的、発展的に学べるよう配慮されています。また、学習の手順をもとに、吹き出しや書き込みのページを活用しながら学習を進めることができ、生徒同士が協働して思考・判断しながら主体的に学習が進められるよう工夫されています。さらに器楽分野では、創作分野とかかわる楽曲が、基礎的な奏法と音楽表現の基本の関連を図りつつ配列されており、「Q&A」や「工夫のポイント」を示すことで、学習者が主体的に学べるように配慮されています。「アンサンブルセミナー」では、各題材の目標が掲げられ、学習の方向性を明確に示しながら、授業を展開することができるよう工夫されているのが特長といえます。
- ・ 各社ともに、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、特にも音楽を形づくっている要素を聴き取り、その働きによる音楽のよさや美しさを感じ取ることができるように各教材が構成されておりました。岩手の生徒の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則って、適切に調査されていることを報告いたします。

(K委員)

- ・ 中学校美術についてご報告いたします。中学校美術の教科用図書は、3社から発行されており、それぞれの教科書について、その特長をとらえ、きめ細かく調査されておりました。
開隆堂出版株式会社については、図画工作科からの移行に配慮した内容や、異校種間を意識した題材を取り入れるなど、美術の基礎的な能力を伸ばすように工夫されています。また、興味や関心をもち易い題材を精選し、各題材で制作過程に沿った流れを解説することともに、生徒の作品や生徒の活動している様子の写真を効果的に提示することにより、主体的な学習を促し、表現や鑑賞活動の充実が図られるように配慮されています。
光村図書については、巻末資料が充実しており、生徒がそれを手掛かりに表現方法を考えたり、鑑賞を深めたりできるようにするなど、美術の基礎的な能力を伸ばすように工夫されています。また、道徳や身近な生活の中の美術との関連も図る内容を盛り込むことにより、美術を愛好する心情を育て、表現や鑑賞活動の充実が図られるように配慮されています。
日本文教出版株式会社については、発達段階を重視して系統的に題材を設定するとともに、表現と鑑賞の一体化を図って取り組める題材を複数盛り込むなど、美術の基礎的な能力を伸ばすように工夫されています。また、防災や復興教育、近代美術との関連を図る内容も盛り込まれており、生活の中での美術の働きを意識するとともに、感性を豊かにし、表現や鑑賞の活動の充実が図られるように配慮されておりました。
- ・ 各社とも、「美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てる」、「感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばす」、「美術文化についての理解を深める」という教科目標の視点を十分に意識しているという点で、学習指導要領に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でした。岩手の生徒の実態や地域の実情を踏まえ、資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告します。

(L委員)

- ・ ご説明いたします。技術の教科書は3社から発行されており、各社の教科書についてその特長を中心に、きめ細やかに調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告します。

まず、東京書籍については、観察・実験、ものづくりを通し、知識及び技能について繰り返し学ぶために、各章の索引など、着実に習得するよう工夫されています。また、技術と社会や環境とのかかわりについて、各「技術のてんびん」による比較等、具体的に説明され、「技術の匠」を使った、技術を活用する能力を育成すよう配慮されています。

教育図書については、厳選された実習題材の提示とものづくりを通し、技能を重点的に学び、知識を習得するよう考慮されています。また、技術と社会や環境とのかかわりについて、今話題になっている各内容での技術の適用例を写真や図、表を用いて、技術を活用する能力を育成するよう配慮されています。

開隆堂については、構想や設計、ものづくりを通し、知識及び技能について問題解決的な学習と自己評価を促すことで、学びを深めるよう工夫されています。また、技術と社会や環境とのかかわりについて具体的かつ多面的に扱われ、技術を活用する能力を育成するよう配慮されています。

- ・ 以上、各社とも、「実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技術を習得すること」、「技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる」という、技術・家庭科の技術分野で育成する資質や能力について、学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でした。岩手の生徒の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(M委員)

- ・ 家庭の調査資料について報告いたします。家庭の教科書は東京書籍、教育図書、開隆堂出版の3社から発行されており、各社の教科書について、その特長を中心にきめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述される主な特長についてご報告させていただきます。

東京書籍については、単位時間の見通しと振り返りが位置づいており、学習の仕方が身につくように構成されております。見開きで「目標」、「始めの活動」、「まとめの活動」を示し、学習内容を定着させるように配慮されています。また、問題解決的な学習を大切に、生活に始まって生活に返すことで主体的に学べるよう工夫されています。さらに防災教育について、学習内容と関連付けられるよう考慮されています。

教育図書については、国内外の資料から、グローバルな視点によって考えられるよう構成されています。学習の目標と「キーワードチェック」を明記し、各内容の最後で学習内容を振り返らせ、定着させるように配慮されています。また、実習や作業を多く取り入れることにより、学習を深めることができるよう工夫されています。小学校家庭科をふり返り、技術分野と関連させて知識が身に付くように考慮されています。

開隆堂出版については、自立と共生を柱にし、問題解決的に考えられるよう構成されています。学習の目標を明記し、中項目ごとのふり返りと大項目ごとのまとめで学習内容をより定着させるように配慮されています。また、導入課題を設けることにより、生活の具体的な場面を課題として考えるよう工夫されています。さらに防災教育や安全について、学習内容と関連付けられるよう考慮されています。

- ・ 各社ともに、「生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得すること」、「課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てること」という点において、家庭科で育成する資質と能力について、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でありました。岩手の生徒や家庭科教育の現状や課題を踏まえ、かつ資料作成基準により、適正

に調査されていることを報告いたします。

(N委員)

- ・ 種目は保健体育です。4社から発行されており、それぞれの教科書について特長をとらえ、きめ細かく調査されておりました。これから調査票に記載されている主な特長についてご報告いたします。

東京書籍については、学年別構成で、各学年の学習内容を明確にして配列されています。章末では確認の問題、活用の問題に取り組み、基礎的・基本的な学習内容の習得が図られるよう工夫されています。また、導入やまとめで多様な言語活動に取り組み、実践力が育成されるよう配慮されているところが特長です。

次に、大日本図書については、章末の学習のまとめが設定されており、基礎的・基本的な学習内容が確認しやすいように工夫されています。また、資料や身近な事例を基に、具体的な場面を想定しながら話し合い活動や発表を行なうことで実践力が育成されるよう配慮されているところが特長です。

次に、大修館書店については、コラムや事例を通しての理解と章末のまとめの振り返りにより、基礎的・基本的な学習内容の定着が図られるよう工夫されています。また、日常生活に基づいた課題把握と課題解決に向けた話し合いにより実践力が育成されるよう配慮されているところが特長です。

次に、学研教育みらいについては、章のまとめで用語の確認や基礎の完成に取り組むことで、基礎的・基本的な学習内容の定着が図られるよう工夫されています。また、学習の各段階で、読み取る、考える、表現する、意見を出し合う、振り返るなど多様な学習活動を取り入れ実践力が育成されるよう配慮されているところが特長です。

- ・ 各社とも「健康の保持増進のための実践力の育成」という、保健体育科で育成すべき資質や能力の基礎を育成する点で、新学習指導要領に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でした。最後に、岩手の生徒の実態をふまえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることをご報告いたします。

(O委員)

- ・ 皆様ご承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年、児童生徒個人に対して障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択します。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判断いたします。従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、「一般図書選定の理由書」として報告されます。昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書及び新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、平成27年5月27日、28日の2日間にわたって、調査員4名により、調査が実施されました。その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、審議委員会の皆様にご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。これは、「デコボコえほん かずをかぞえよう！」という本について、視覚障がいと知的障がいを併せ有する特別支援学校小学部2年生の算数科の一般図書選定の理由書です。「図書の内容」の欄については、絵本の内容やその特徴について、具体的に示したのになっています。「選定の理由における児童生徒の実態」の欄については、想定した児童の発達の状況に加えて興味関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということの説明をしています。「指導の概略」の欄では、「各教科」に加え、領域・教科を合わせた指導の場や生活につなげる特別支援学校の特徴的な指導場面において、活用が想定されることを記述しています。

- ・ 以下、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した障がい、学部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。以上で報告を終わります。

7 協議

(侘美会長)

- ・ 担当委員様、報告ありがとうございました。全ての報告が終わりました。さて、それではただいまの報告を受けて協議に入ります。それでは、委員の皆様からの質問・意見を受けます。なお、事務局、調査委員もおりますので、そちらに対する質問でも結構です。

* 質問なし。

- ・ それでは、種目ごとの調査内容を、ただいまの報告のとおり了承することとしてよろしいでしょうか。
- ・ 委員の了承が得られました。確認いたしました。調査資料についての、慎重審議ありがとうございました。また、調査に当たられた調査員の方々、本日ここにいます代表者の方をはじめ、調査員全員の方々に感謝を申し上げます。御苦労さまでした。報告に当たった審議委員の方々、大変ご尽力いただきました。大変ありがとうございました。

8 その他

(侘美会長)

- ・ では、調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他につきまして、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から説明申し上げます。本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回を開催し、第1回、第2回の審議内容について改めて御確認いただくこととなりますが、侘美会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えておりますが、そのように進めてよろしいか、伺います。よろしく願いいたします。

(侘美会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りします。今、事務局から提案のあったように今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。では、会長の責任で進めさせていただきます。事務局、他に何かございますか。

(事務局)

- ・ ありがとうございました。それでは、本日の審議結果並びに今後の答申を受けまして、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属中学校並びに特別支援学校、私立学校を所管する本庁総務部に対し、調査資料を送付いたします。県教育委員会からの指導・援助と致します。事務局からは以上です。

(侘美会長)

- ・ 皆様、慎重審議ありがとうございました。皆様の御協力をおもひまして、大役を無事に務めることができました。今後、第3回につきましては、皆様からの一任を受け、責任を持って次の段階に進めてまいります。本日はありがとうございました。

9 閉会

平成27年度 第3回 教科用図書選定審議会 議事録

平成27年6月12日(金)

13:00~14:00

1 開会(事務局)

- ・ 開会

2 岩手県教育委員会挨拶(川上圭一教育次長兼学校教育室長)

- ・ 第3回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。まずもって、侘美会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。第1回、第2回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する採択基準及び教科用図書選定のための資料作成基準、調査票、地区教科用図書採択協議会規約(例)等につきまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

3 答申

侘美委員(審議会会長)→県教育委員会(川上室長)

4 会長挨拶(侘美委員)

- ・ 会長の侘美でございます。改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。ご承知のとおり、義務教育段階の教科書のうち、中学校については、平成27年度が採択替えの年であり、来年度から新しい教科書を使用することになっております。そこで、今回、新規の教科書検定を経た中学校用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。


5 その他

- ・ 平成28年度使用中学校教科用図書についての懇談

6 閉会(事務局)

- ・ 閉会

議事録署名委員

氏名： 佐藤精晋 

氏名： 根田真江 